

第 1 編 水 道

第 1 章 水道概論

第1節 総則

1.1.1 水道

(水道の使命)

水は、人間生活に欠くことができないものである。飲料その他の生活用水としてはもちろん、工業用、農業用等、多種多様の用途に使用され、社会文化の向上につれ、この用途はますます広がる傾向にある。

これらの用途のうち人間生活に不可欠で、また他のものによって代用することのできない飲料水の供給を行う施設を「水道」という。

水道は、常に清潔で安全な飲料水を供給することにより、衛生的かつ文化的な生活環境の形成を目的とするものであり、この基本的な使命は、安全な飲料水を十分に得ることのできる社会環境を作ることにより、地域住民の福利及び公衆衛生の向上を図ることである。

1.1.2 水道の定義

(水道法)

水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 1 条に、この法律の目的として、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」と定めている。

また、同法では国及び地方公共団体の責務として、第 2 条第 1 項で「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。」と定めており、一方で国民の責務として、同条第 2 項で「国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。」と定めている。水道施設は、これらの要件を満足するように計画・設計・施工・管理されている。

(定義)

- (1) 「水道」とは、導管及びその他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- (2) 「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が 100 人以下である水道によるものを除く。
- (3) 「水道事業者」とは、法第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、法第 26 条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。
- (4) 「水道用水供給事業」とは、水道により水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

- (5) 「簡易水道事業」とは、給水人口 5,000 人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- (6) 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第2条で定める次の基準以下のものを除く。
- ① 水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 m³
- (7) 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの又は水道施設の1日最大給水量が 20 m³を超えるものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつその水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令第1条で定める次の基準以下である水道を除く。
- ① 口径 25 mm以上の導管の全長 1,500m
- ② 水槽の有効容量の合計 100 m³
- (8) 「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- (9) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- ここでいう「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧の状態でも給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取り外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。
- また、ビル等で一旦水道水を貯水槽水道に受けて給水する場合には、配水管から貯水槽水道への注水口までが給水装置であり、貯水槽水道以降は、これに該当しない。
- なお、給水装置に直結される量水器（以下「メーター」という。）は給水装置に該当する。また、本市では給水装置と区別するため、貯水槽水道以降の給水管及びこれに直結する給水用具を「給水設備」という。
- (10) 「貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。
- (11) 「供給規程」とは、水道事業者が水の供給を始めるにあたり、供給（給水）契約の内容をなす料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものをいう。本市における供給規程は、三原市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 255 号。以下「条例」という。）及び三原市水道事

業給水条例施行規程（平成 17 年水道事業管理規程第 26 号。以下「施行規程」という。）である。

1.1.3 水質基準

（衛生上の措置）

水道に供給される水は、清澄で異臭味なく、しかも衛生的に安全なものを豊富に供給されなければならない。

この際、消毒効果等の確認のために残留塩素が規定されており、法第 22 条に規定する「水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。」に基づき、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「施行規則」という。）第 17 条第 3 項に、「給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1 mg/l（結合残留塩素の場合は、0.4 mg/l）以上保持するよう塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2 mg/l（結合残留塩素の場合は、1.5 mg/l）以上とする。」と定められている。

（水質基準）

水質基準については、法第 4 条に次のとおり定められている。

第 4 条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

1.1.4 給水装置の構造及び材質の基準

（法令等で定める基準）

需要者に直接水を供給するための給水設備を「給水装置」といい、政令でこの構造及び材質の基準が規定され、水道事業者は、この基準に適合しない者への給水を拒否することができる」とされている。

また、政令に定める基準は、給水装置が備えなければならない要件を規定したもので、給水装置の構造及び材質が十分な耐力を有し、水の使用について他の需要者に迷惑を及ぼさず、水道水を汚染し、漏水するおそれがなく、配水管の強度を弱めるものであってはならないものとされている。

なお、政令第 6 条第 1 項に規定する給水装置の構造及び材質の基準は次のとおりである。

- ① 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 cm以上離れていること
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと
- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること
- ⑤ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと
- ⑦ 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること

さらに、政令第6条第2項に規定される「**技術的細目**」とは、**給水装置の構造及び材質の基準に関する省令**（平成9年厚生省令第14号。以下「**構造材質基準**」という。）により次の**7項目の基準**がある。

- ① 耐圧に関する基準（省令第1条関係）
- ② 浸出等に関する基準（省令第2条関係）
- ③ 水撃限界に関する基準（省令第3条関係）
- ④ 防食に関する基準（省令第4条関係）
- ⑤ 逆流防止に関する基準（省令第5条関係）
- ⑥ 耐寒に関する基準（省令第6条関係）
- ⑦ 耐久に関する基準（省令第7条関係）

1.1.5 給水装置 工事

（定 義）

「**給水装置工事**」とは、給水装置の設置（新設）又は変更（改造・修繕・撤去）の工事をいう。

（施行承認）

給水装置の新設、改造、**配水管又は他の給水装置**（以下「**配水管等**」という。）からの分岐若しくは貸与するメーターの取付部分の給水管の口径の変更をしようとする者は、あらかじめ**水道事業管理者**（以下「**管理者**」という。）に工事の申込みを行い、承認を受けなければならない。

（工事費の負担）

給水装置工事の費用は、当該工事をする者（申込者）の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認める修繕工事については、管理者がその費用の一部を負担することができる。

（施行者）

給水装置の新設、改造、修繕（ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）及び撤去の設計並びに施工は、**管理者から工事事業者として指定された給水装置工事事業者**（以下「**指定工事事業者**」という。）でなければ施行しては

ならない。

(構造及び材質)

- (1) 給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施工する者は、政令第6条に定める基準に適合させなければならない。
- (2) 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施工する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水装置用材料)

- (1) 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施工する者は、管理者が別に定める給水装置指定材料表の中から適切な材料を選定し、使用しなければならない。
- (2) 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止し、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでのうち管理者が別に定める部分の給水装置指定材料（これを保護するための付属用具を含む。）について、その構造及び材質を指定することができる。
- (3) 管理者は、指定工事事業者に対し、配水管等に取付若しくは配水管等から給水管を撤去する工事又は配水管等への取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

第2節 水道の権利

1.2.1 水道の権利

(給水の権利)

「給水の権利」とは、管理者が管理する配水管等に給水を目的として穿孔（分岐取付）した口径の大きさをいう。ただし、新規加入分担金を納付しないもの（止水栓止工事等）については、権利は生じない。

(利用の権利)

「利用の権利」とは、給水を目的として設置された給水装置に貸与されるメーター口径の大きさをいう。

原則として分岐口径とメーター口径は同一口径となるが、本市においては使用水量等を鑑み、需要者は設置するメーターの口径を選定することができることから、分岐口径とメーター口径が異なる事象がある。ただし、これには一定の基準を満足する必要がある。

(権利の保障)

申込者の事情により、使用していた給水装置を中止したときであっても、分岐を撤去（分岐止工事）しない限り、その権利は保障される。

(権利の喪失)

- (1) 使用していた給水装置のすべてが不用となり、分岐の撤去を行ったときは、その者の権利は喪失する。
- (2) 管理者が職権放棄を執行したときは、その者の権利は喪失する。

(権利の制限)

利用の権利は、設置されるメーターの口径によって制限される。

1.2.2 権利の移動

(移動の禁止)

給水対象となる1つの土地に引き込まれた給水装置及び権利は、他の土地へ移動することはできない。

(特例措置)

公共事業等に伴い、給水装置が設置されている土地が支障移転の対象となるときは、管理者が認める場合に限り、その権利を他の土地へ移動することができる。ただし、原則として移動先の土地所有者と現在給水装置が設置されている土地所有者が同一でなければならない。

第2章 関係法令等

第1節 総則

2.1.1 関係法令

(遵守すべき法令)

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (4) じん肺法（昭和35年法律第30号）
- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (7) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- (8) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (10) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (11) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (12) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- (13) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (14) 海岸法（昭和31年法律第101号）
- (15) 港湾法（昭和25年法律第218号）
- (16) 港則法（昭和23年法律第174号）
- (17) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
- (18) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (19) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）
- (20) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）
- (21) 軌道法（大正10年法律第76号）
- (22) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (23) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (24) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- (25) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (26) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (27) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (28) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- (29) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (30) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (31) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (32) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (33) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (34) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (35) 都市公園法（昭和31年法律第79号）

- (36) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(平成 12 年法律第 104 号)
- (37) 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
- (38) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)
- (39) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- (40) 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
- (41) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)
- (42) 河川法施行法 (昭和 39 年法律第 168 号)
- (43) 漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号)
- (44) 空港法 (昭和 31 年法律第 80 号)
- (45) 水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)
- (46) 特許法 (昭和 34 年法律第 121 号)
- (47) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 18 年法律第 62 号)
- (48) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
(昭和 45 年法律第 20 号)
- (49) 計量法 (昭和 26 年法律第 207 号)
- (50) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)
- (51) 行政機関の保有する個人情報に関する法律
(平成 15 年法律第 58 号)
- (52) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)
- (53) 地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号)
- (54) 水道施設の技術的基準を定める省令 (平成 12 年厚生省令第 15 号)
- (55) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
(平成 9 年厚生省令第 14 号)
- (56) 水質基準に関する省令 (平成 15 年厚生労働省令第 101 号)
- (57) 水道法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 45 号)
- (58) 建設工事公衆災害防止対策要綱 (平成 5 年建設省経建発第 1 号)
- (59) 労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号)
- (60) 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号)
- (61) 石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号)
- (62) クレーン等安全規則 (昭和 47 年労働省令第 34 号)

2.1.2 関係条例 等

(遵守すべき条例)

- (1) 三原市水道事業給水条例 (平成 17 年条例第 255 号)
- (2) 三原市水道事業給水条例施行規程 (平成 17 年水道事業管理規程第 26 号)
- (3) 三原市配水施設工事の負担金徴収等に関する規程
(平成 17 年水道事業管理規程第 28 号)
- (4) 三原市給水装置の構造及び材質等に関する規程
(平成 17 年水道事業管理規程第 30 号)

- (5) 三原市指定給水装置工事事業者規程
(平成 17 年水道事業管理規程第 31 号)
- (6) 三原市小規模土砂埋立行為に関する条例 (平成 26 年条例第 40 号)
- (7) 三原市市道の構造の技術的基準を定める条例 (平成 24 年条例第 43 号)
- (8) 三原市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
(平成 24 年条例第 45 号)
- (9) 三原市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する
基準を定める条例 (平成 25 年条例第 10 号)
- (10) 三原市法定外道路, 河川等の管理に関する条例
(平成 17 年条例第 237 号)
- (11) 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
(平成 19 年条例第 35 号)
- (12) 三原市本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業施行条例
(平成 17 年条例第 223 号)
- (13) 三原市都市公園条例 (平成 17 年条例第 226 号)
- (14) 三原市文化財保護条例 (平成 17 年条例第 137 号)
- (15) 三原市環境基本条例 (平成 18 年条例第 11 号)
- (16) きれいな三原まちづくり条例 (平成 23 年条例第 7 号)
- (17) その他広島県, 本市が定める条例

(遵守すべき規則等)

- (1) 三原市道路河川等占用規則 (平成 17 年規則第 188 号)
- (2) 三原市市道の車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する規則
(平成 25 年規則第 19 号)
- (3) 三原市危険物規制規則 (平成 25 年規則第 6 号)
- (4) 三原市漁港区域内における行為等に関する規則
(平成 17 年規則第 157 号)
- (5) 宅地内漏水修繕工事取扱要綱 (平成 17 年水道事業要綱第 10 号)
- (6) 配水管布設要望に関する取扱要綱 (平成 17 年水道事業要綱第 7 号)
- (7) 水道管の損害に関する補償費請求事務の取扱要綱
(平成 17 年水道事業要綱第 8 号)
- (8) 使用水量の認定・料金の軽減又は免除に関する要領 (平成 22 年)
- (9) 私設給水幹線の寄附に関する取扱要綱 (令和 2 年水道事業要綱第 1 号)